

山門に火懸りければ、敵五六騎切ふせ、其身も手負ければ、火の中に飛入て死したりけり。松山、宮川、九内裏門より落たりと聞、跡をもとめ、追かけたり。明神の神主宮内方より塚田兵庫、木口勘解由、斯と告知せければ、二人千餘騎にて押寄、一義にも不_レ及、松山、宮川を多勢の中に取籠戦ければ、松山、宮川百騎計に打なされ、這ふ_レ一方を切抜け、關館へ引返す。塚田、木口是を見て、あますな、もらすなと下知すれば、我も_レ追かけたり。關館七郎是を聞、大に驚、勢を催し可_レ防とて、齋藤、尾貫等を召けれども不_レ參。西村は如何と尋けれども、西村も見えさりければ、七郎無_レ詮方、あきれ果て居られる所に、宮川、松山百騎計に成て歸りけり。七郎、兩人に向ひて申されけるは、尾貫、西村、齋藤皆落失たり。かくては此城持難し。何方へも可_レ落と有ければ、宮川、松山も尤と同じければ、取物も取あへず、裏門より落行けり。木口、塚田は關館に押寄けれども、人壹人もあらずは、木口申けるは、未遠くは行まし。追駈て討取らむと、大勢打連走行所に、齋藤、尾貫は塚田に對面して我々の過ちを免し給は、御味方に可_レ參と云ければ、其由、下妻申送り、夫より七郎を可_レ討とて、こ_レかしこ、人を遣し尋る所に、七郎縮川の方へ落る手勢散々落失て、宮川、松山主従七八騎に成ければ、如何せんとおもふ所に、木口勘解由百騎計にて追かけ來り、夫へ落させ給ふは七郎殿と見る。敵にうしろを見せ給ふ。引返して勝負あれと云。七郎今は遁れぬ所と、宮川、松山を左右に立、百騎の中へ割て入、四方八面に切て廻る。木口勘解由太刀差かさし、七郎に討て懸る。松山八郎、主を討せしと眞先に進んで懸る所を、太刀打落し、七郎に渡合ひ戦けり。七郎疲武者、木口荒手なれば、七郎引色にみえければ、勘解由た_レみかけて討ければ、小腕の方より乳の下懸て切て、とうとふしてけり。押へて首打落し、切先に貫き、指上たり。宮川、主の敵あまさしと

追懸る所へ、合原五郎後より飛んてか_レり、一太刀に切る。勘解由軍を納めて歸る。塚田に首をみせて下妻に歸りけり。

小貫藤藏は下妻關本村の者也。或時、此事を尋しに、予か思ふ所に違はず、關館は陣屋より二里程有_レ之候よし。關館と唱へ候由。郷村は一里ほとも有_レ之候由。神明の神職十五石の御朱印、神名甚靈神にて、當時の神職の父、行ひ悪しく候て、家内へ夥く白蛇出て、大きに難儀せしか、今の神職の代に至て行ひ宜しく、白蛇いつとなく出さる由、しつて村の文珠院眞言宗のよし。

小田旗下の城 常陸國小田城主小田讚岐守氏治號天庵。天正二戌年二月廿七日、土浦ノ城ニテ生害ス。氏治十五代ノ祖八田衛門尉知家ハ頼朝ノ御子トモ、又義朝ノ御子トモ、兩説アリ。

土浦城主	信田 和泉守	山本城主	山本 七郎	水守城主	水守 六郎	上室城主	吉原 越前
沼崎城主	沼島 播磨	荻間城主	野中瀬 入道	重生城主	横山 彈正	谷田部城主	岡見 水殿
岩崎城主	岩崎 勘解由	牛久城主	岡見治部大夫	足高城主	岡見 中務少	北條城主	北條 出雲守
筑波城主	筑波 八郎	柿岡城主	梶原 美濃守	蝦崎城主	蝦崎新左衛門	眞壁城主	眞壁 入道
完戸城主	完戸 四郎	片野城主	片野三樂入道	岩田城主	岩田 彦六	掛高城主	掛高 治部
龍崎城主	土岐伊豫 <small>大膳トモ云</small>	江戸崎城主	土岐 伊豫守	上條城主	江戸崎 監物	戸崎城主	戸崎 大膳
田伏城主	田伏次郎大夫	志筑城主	志筑 左近	行田城主	行方刑部少輔	小見川城主	小見川 越中
海上城主	海上主馬五郎	藤澤城主	菅谷 左衛門	金田城主	沼尻 又五郎	若柴城主	由良 信濃守

完戸は完戸の誤か

小野崎城主新井 縫殿介

以上外ニ行方領十六館支配城都合四拾九城

板橋城主 月岡 玄蕃頭

小張城主 唯越谷久入道

岩崎城主 唯越 尾張守

豊田城主 豊田四郎大

石毛城主 石毛 治良

古真木城主渡邊 周防守

水海道城主田村彈正左衛門

守谷城主 相馬 小次郎

筒戸城主 相馬求馬之助

弓田城主 染谷民部大夫

高井城主 高井民部大夫

布川城主 豊島 紀伊守

小金城主 高木 兵庫助

行川城主 織田 左京

助崎城主 内田 信濃守

大須賀城主大須賀尾張守

已上

右、關宿に預らざる事なれとも、近邊皆人耳なれたる所なるゆゑ、抄出す。東國戰記、猿島郡弓田菅生等より東北の事を記す。關宿の事はみえず。

明和八年卯の九月廿八日、小樽村慈性院へ行て住僧へ對話の上、御先祖日悟様御書物等有之候は、拜見可申旨、所望致候所、住僧申聞候は、先年此寺類焼仕候故、御書物等皆焼失致し、一向無御座候旨、併少々の書付御座候由に而、差出候間、則書寫罷歸り候。同道關忠八、由岐藤馬、小嶋幸助。

覺

兩澤村唯今拙者屋敷之儀は、
御先祖久世三四郎様之御用地に罷立、御住居被遊候。

若殿小次郎様、平四郎様、靱負様御三人様は、南澤村拙者屋鋪に而御出生被遊候。靱負様御事は小樽村大乘院と申寺に而御手習被遊候節、私先祖栗原采女粹權之助晝夜御附添申上、此者も大乘院に而手習仕候。尤大坂御陣之節、若殿様、小次郎様御事、三四郎様と御名御改被遊候。平四郎様御一同に南澤村より大坂へ御出陣被遊候節、權之助も采女と改名仕、御陣中御供仕、御奉公をも申上候。父采女儀は勘解由と改名、三四郎様、平四郎様爲御送り、箱根迄御供仕、夫より南澤村へ罷歸申候。大坂落城之後、三四郎様、靱負様江戸へ御引移被遊候。靱負様御事は、大和守様に御成被遊候。如是之御由緒を以、采女儀、大和守様御前へ被召出、御召御紋付御小袖御長上下并御目錄等、頂戴仕候。依之

氷川明神は御三人様之御氏神に御座候。小樽村大乘院は大和守様御改被遊候而、慈性院日善と申候。
享保二十一年辰正月 栗原織部

久世隱岐守様

御役人中様

裏に

元文二年巳八月十七日

取持人

堤 覺 右衛門

右、栗原織部は神職之者に而候由、右之者方に被遊御座、大乘院へ御通に御手習被遊候旨、大乘院地内右之方に御筆納候所之由、三十番神之宮建有之候。御笠も御座候所、鍬斗に成有之、是も紛失、只今は無之旨、申聞候。

一、其後、又忠八、幸助相伴ひ、根津權現え致參詣候。石燈籠の銘うつし。
奉獻

石燈臺兩基於

根津權現 靈前

寶永三年丙戌十一月廿一日

關宿城主從五位下大和守源姓

久世氏重之

右之外、鎮燈籠兩基有。是は此後寶永七庚寅年四月廿一日、藤堂和泉守高般より奉納也。

下總國

東 昌 寺

條 々

一、當寺同門前百姓等急度可還住事。

一、寺家門前不可陣取并圓百立毛不可刈取事。

一、對寺中、門前輩狼藉非分之族於有之者、可爲一錢切事。

右、若於違犯之輩は、可被處嚴科者也。

天正十八年六月日

鎌倉持氏公、并家老梁田河内守平備助、爲君臣善
提、文安年中建立。東昌寺即庵和尙ヲ請侍スト。

一錢切ト云事

巴百は田
島の誤寫
か

備助は持
助の誤か

白石先生讀史餘論ニ、秀吉公ノコトヲ評シテ云、此人軍法ニヨリ、一錢切ト云コトヲ始メラル。タトヒ一錢ヲ
盜メルニモ死刑ニアツ。刑罰ステニ重クナリシホトニ、重罪ノ輩ヲハ或ハ切腹、或ハ斬罪獄門ニカケ、磔火ア
フリナト云刑出來タリ。死ハ一ナリ。凶惡ヲナサン者、イカテカ死スルアリサマノ異同ヲトフヘキ。

朝鮮出陣清正ヘノ御付

一、軍勢於ニ味方地ニ亂妨狼藉、可爲一錢切事。

一、於陣中ニ火ヲ出ス族有レ之者云々。

同藩加藤左次兵衛物語に、先年相馬へ行し事あり。彌生廿日あまりの事なりしに、小張村を出て、田場を経て、
たひむら、青木村兩村ともに土屋能登守様御領分、青木村内小貝川舟渡し、谷田一ツ越て、坂口より左へ輿道通過
て、相馬郡守屋町東裏へ出る。是より案内頼たるに、村長喜内出。此所より古城なり。馬場の如く成所を行て、
外曲輪惣堀の形、淺間に残り。土居一重隔て、升形跡の所より内へ入。堅貳町餘、横三四町斗の麥畑有。此所
廿五將といふよし。侍屋敷の跡なるへし。左の方未申に當り、松山有。此所淨圓寺曲輪と云。昔土岐濃州侯の居
城之由、其後上州沼田へ替、其時當城廢すと云。淨圓寺は則沼田へ引寺と成て、今に沼田に有由。編年集成、關東
主被ニ仰付たる内、二萬石
土岐山城守下總國相馬と有。然は土岐侯當城の主たる事明らけし。また江戸崎氏の家士あれば、元御領分常州信古
郡江戸崎村より出たる人によ。其頃、右の郷も土岐侯御領中にもや侍りけむ。さて、夫よりまた升形やうの所
を過て、一ツの曲輪に入。是を三之丸といふ。小松など生茂りて左右不詳。東の方へ行に、谷へ少し下りて、左
の輿に四五反歩程の畑有。九左衛門屋敷といふ。此所いつのころにや堀田氏の人の住給へるよし。其後は堀田梅

信古郡は
信太郡か

關宿傳記

二七七

今に原文に今

深うして原文深ふ

眞偽原文信偽

之亟殿と云よし。土岐侯御上地の跡に給所と成て、幕下堀田氏の知行所なるか。九左衛門といへるは則堀田氏の假名なるにや。夫より右の方へ曲りて、又升形にいたる。此邊より今は埋れぬといへとも、猶堀深くたゞみ高し。則二之丸にいたる。此所三町歩ほともやあらんか。皆雜木茅原也。此曲輪の丑寅の方によりて杉一本有。凡めくり二圍斗にて、高サ五丈斗迄は枝もなく、聊曲りもなく、誠に古代の老木と見ゆ。然れとも猶若木のことく枝茂り、はたへうるはし。寶曆の頃、此城跡の立木、故あつて悉く伐らせられける時、此杉をも切らんとてきりかゝりければ、切目より血流れ出けるにより、袖とも恐れおのゝきて近寄者なかりしによりて、不思議に其害を免れ、今に壽を保とかや。尤脂深き木なれば、敢て血にても有ましけれど、かゝる人氣にて存る事、また奇と云つへし。此丸、山の頂上と云へし。夫より左右に深き堀有て細き道を通り、土居の内、巾七八尺斗を隔て、障子堀あり。此道一騎立と唱よし。此堀深うして向ふへ渡るへき便なし。引橋と名付る所にて小竹を力に下りて堀の内へ下り、小笹をすがりて向ふへ上る。此處本丸といふ。二之丸より地形低し。堀の上り口左右に高土居あり。渡り櫓臺の跡にや。此曲輪凡一町歩程もあらんか。夫より淺間なる堀のかたち有て、また一段低き曲輪にいたる。是を妙見曲輪といふ。左の岨に朽たる杉の切株三本に立り。一本は一丈五六尺残り。三本共都てめぐり八九尺つゝ、大小なし。是を古代の木なるへし。三本杉と云傳ふるよし。すへて三三之丸より此曲輪へかけて、三方めぐりて大さ成沼を帶たり。山に添ては皆田也。谷田を隔て、二之丸より西の方、向ふの山を右近堂と云。疑らくは右近殿の誤りにや。此長田の末山傳へに右近堂へわたる邊を清水川といふよし。眞偽はしらす。里民傳るは、是なん平親王將門の舊地と云。さすか山高きにあらす、沼深きにもあらねとも、今ははるかのにしへの事なれば、山谷

いはんか原文い

立文以下原を一行意通け文不改り細明を改り溝墨は溝の誤か

文いうて原

の形も變地する習なれば、今詳に残れる鎌倉たに、鶉鳴なる麥畑の様淺間敷侍れば、これもまさしき舊跡にや。後人の作れる書なれとも、所謂前太平記にも辰巳にあたる沼のかたより破れしとやらん。實に此沼も城の辰巳にあたるも、聊附合せるといはんか。しかはあれと、其文にも下總國猿嶋郡岩井の郷に都すと侍れば、爰は下總なれと、相馬郡にて守屋といへは、少しく疑なきにしもあらす。また相馬の將門とも申侍れば、岩井まで道法纒に二四里をへたつれば、此所は城址となし、宮室は岩井郷へ營けるにや。都にて此東の果の事なん申侍らんに、いかて巨細の事侍らんなれば、何れに其跡と云咎なかるへし。然れとも、土居堀のさまは皆近世の製作にやともほへ侍れば、要害の地不變の事故、中絶て後、足利家の末、瓦のことくなる世に、誰人にも立立けるを土岐侯の拜受有けるにやと覺ゆ。猶其時、繩を改め、溝壘も修造有ものならんか。また猿嶋郡岩井村に將門を祭て國王大明神と號す。神主飯塚求馬御朱印拾石の社地有。然れとも、宮室の跡なるといひ傳ふる事なけれども、又隣村神田山村といへるに、將門の頭を納めし塚ありと云。しかれとも、何れをそれともしられざりしに、近き比、右村眞言宗神田山延命寺といへる一字有。諸堂社大破に及び、修造の節、礎不足し侍りけるに、都て此國、近邊石なき國なれば、求兼たる折節、村内にハシ塚といへる塚有けるを、狐の穴よりみるに、石の埋たるを見出して村長談合し、寺修造の事に用ゆなれば、堀うかち、くるしかるまじとて、かゝる事に馴し邊田村傳左衛門といへる者に頼ければ、傳左衛門堀らせけるに、方面に刻める石、數多堀出しけり。しはらく堀ける内、さというて墳入ぬ。みな／＼あはやと云けるに、傳左衛門下知して、是石櫃也。物こそあらめとてます／＼あばきけるに、墳込たる土にて埋ければ、砂ふるひにてふるふに、赤銅の環二ツ、また馬の齒の如き物八枚、龜の甲のとき白骨一

圖符は厨子か

ツ出ぬ。是まさしく古より此村へ將門の首納むといひしにたかはす。則此塚の事になん侍りけるとて、堀出せるものとも皆延命寺へ納め、右の石をもて本堂はいふに及はず、諸堂社の礎悉く出來しとそ。右の内、齒は一枚つゝ高サ五寸斗四方開の圖符の内に、水晶の寶塔の内に納めて右傳左衛門寄進す。八枚の内、壹枚は同人の家にとむ。此齒を見侍りしに、誠に其さま鬼の齒共云つへき。凡巾八分余、長壹寸七八分も有へし。案るに、武藏國神田明神は將門の體を祭て、からだの明神といへる説もあれど、此村號神田山村なれば、此所の村號によりていへるか。又は外に神田の謂有て神號をかくいへるによりて、首を納めし村をもかく名付るにや。何れ同じ神田の字を用ること、平親王の謂無疑といふへし。此赤銅の環はいかなるものともわかちかたきよし。若甲のかなものなるとにて、鈍氣みな朽果、赤銅のみ残れるにや。また此近隣の村々を弓田、甲田^{今作}、矢作、馬立^{今作}なんといへるは、皆兵器等を納めし故か。又は製作せる所かに侍らんと。

神田ノ號

加藤氏謂ク、將門亡テ後、其靈猶崇ナナス。ヨツテ、有レ勅、神トシテコレヲ祭ルトナレハ、首體所ヲ異ニス、トイヘトモ、トモニ祭リテ神トシ、其地ニシテ各祭祠ノ料地ヲ付セラレテ、此神ノ社領トイヘル心ニテ、武總トモニ神田トイヘルナルヘシヤト。

云傳へ原文云エ

北條五代記、神田明神祭禮年々行ハレシニ、大永四年申年、北條氏康、江戸城主上杉朝興ヲ攻落セシヨリ、其年祭禮ナカリシヨシ。是ヲ吉例トシテ祭禮隔年ニナリシト云傳ヘタリ。
同國田村傳左衛門近郷の富家也。渠か屋敷内の竹、尺より尺八九寸まで有。又桐の大木貳本有。貳本共に二抱斗つゝもあるへし。元三本有し内、壹本立枯に成けるによつて、是非なく拂ひしに、價七十兩餘に成たるよし。是程の桐は關東にあるましといふとそ。正目壹寸の内十二有之由、是最上のよし、所謂嶋桐といへるなるへし。

繞りて原文繞きて

○關宿内町、此所同國府臺總寧寺の舊地と云。名主伊右衛門屋敷の邊本堂なるよし。伊右衛門隣熊野權現社地有。又町北の方に愛宕の祠あり。皆總寧寺境内の社也とそ。此祠より繞りて、地境の土居の跡として細く長き畑五十間斗あり。先年川通堤普請のありけるとき、町西裏の土を取けるに、白骨或は錢など多く堀出せしよし。此處墓所とみゆ。また向河岸に寺領ありしよし。今に字寺の内といふ。内町高六拾石、向河岸四十石、兩所にて百石の高といふ。按るに、内町といへるも、其比總寧寺境内に有ける町故に、かく名付るにや。此邊東高野西高野^{かや}といへる有て、皆元町の地元の地先成に、此内町はかり元町、東西高野の中に包まれ、しかも、高野よりも元町に境をへだて、孤立する事、正しく寺領の跡なる故にや。

○元町内町の邊に畑に蠟殼蛤殼等多き所あり。如何なる事といふことをしれる者なし。何れ奇異のものなりし。安國山總寧寺、寺領二十石、眞間ノ後ロ二三町カ間、開山通幻和尚、關東僧錄三ヶ寺内、元ハ近州ニ在リ。天正三乙亥、北條氏政下總國關宿ニ移ス。此地大水ノワヅラヒアルニヨリ、其後、鶴ノ臺ニ移ス。泉田村西光寺、淨土宗。此寺の櫻を名木とす。廣之君御歌

おもかけ原文をわけ

にしひかるてらの櫻の秋とても出しわすれぬ庭のおもかけ(昔の櫻は枯木に成、今有は若木なりとそ)
○岩井同國岩井村町の東裏畑中に在此井垣結ひ廻し、注連をはりて、石にてたゞめる也。いかほと早魃にも、此水絶る事なしと云。いつの比、如何成謂ある事もしれさりき。此所に酒・醬油やうのものをつくる。酒は三年を過ぎて味甚美なり。

眞如院様御歌

わかには
わがは我
おくり原
文をくり

或人のかたより、わかしるよしの岩井村の竹葉とておくり侍りけるほとに、

いつまでもかはらぬ民の心にて久しき御世をいは井酒哉

如月晦重之

加藤求馬之助殿


○同國古河に頼政堂あり。是は往昔源三位頼政の首を埋し所といへり。

○同所禪宗蛙延寺に熊澤了海の石碑あり。銘

熊澤足遊軒之墓

熊澤先生の事、皆人知る所なれば、記すに及はず。此時土井大炊頭殿古河の城主たり。蛙延寺は最上の臣蛙延越前守最上絶祀以後、古河侯聘し給ふ。祿千石を以てす。越前守如何の所存にや、子孫あらん事を欲せず。十人の家來を百石宛與へて、其身は年中十人の家をめぐりて養はれ、果られけり。没後、十人の臣、主の爲に寺を創してこれを葬り、蛙延寺と號すといふ。中興武家盛衰記等に見えたり。

熊澤了海の師廣
了大炊頭守水
土井大炊頭守水
野日向も守水
野日向も守水
守日越前守水
中興武家盛衰
盛衰記に巻見
文序子年
二月の月誤
か二十二月誤

○安永九庚子年十二月十二日夜、酉の半刻頃より戌の刻迄の間、關宿城中より見渡せば、戌亥の方に當り、少し子の方へふりて、如_レ此赤氣あらはる。其色眞朱にして、上下共にはつと隈とりたるやうにみえたり。長凡九尺餘、巾五寸斗、地より離るゝ五六丈はかり。古河よりも同様にみえしよし。虹などの消ること、漸々上下より薄くなりて消たり。

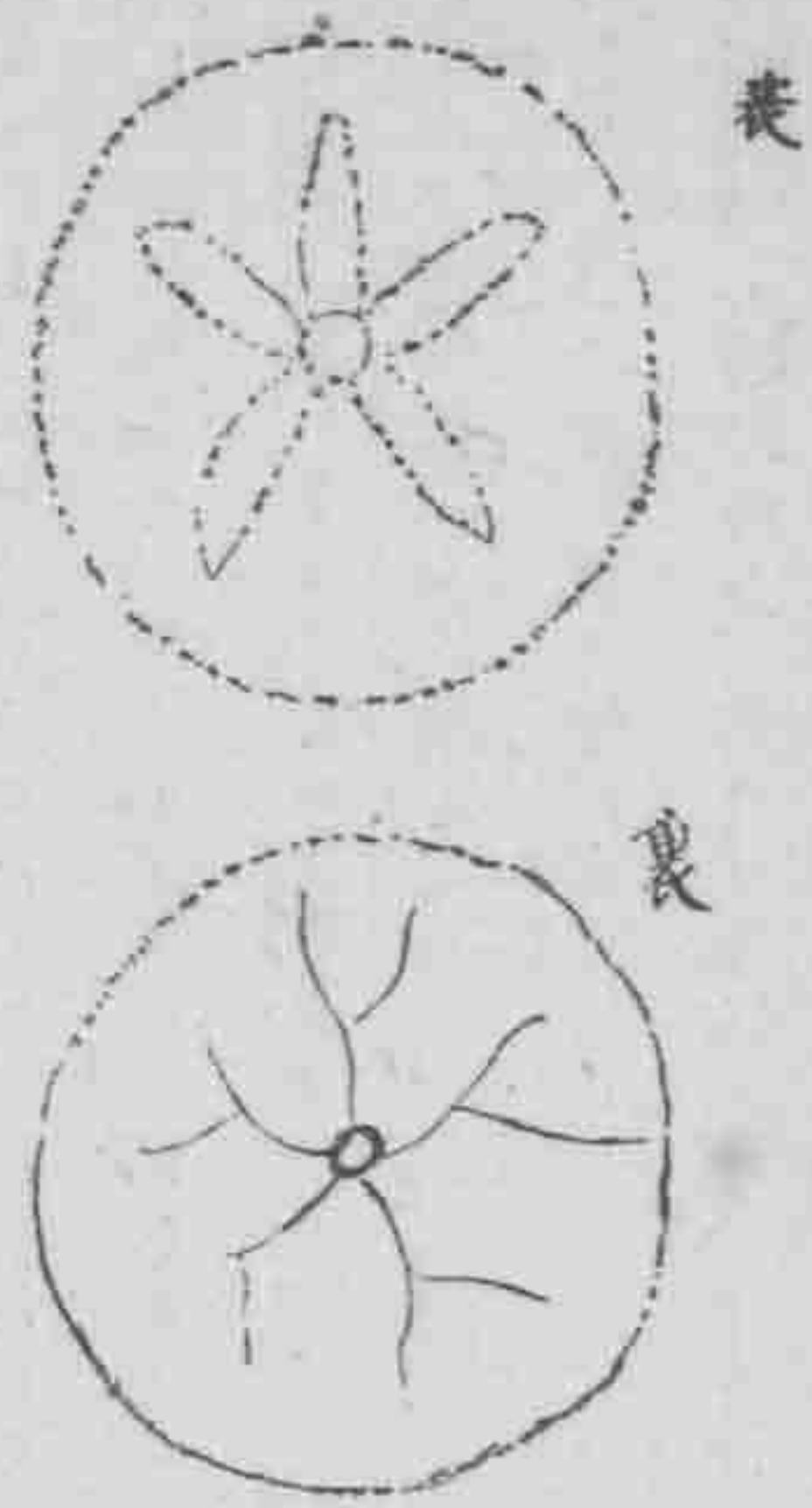
○關宿の方言にさけ虫あり。此虫關宿御關所前川筋に多し。高サ凡三四間より水際迄の間を飛也。毎年秋八月比多し。毎曉の比より飛出て、辰の刻頃に至れば次第に少くなりて、いつくともなく飛行く。盛に飛時は雪のしきりに降ることし。後には川へ落て死す。此蟲の飛止む比蛙來る故に、國俗名る也。但雨氣には飛はず。當所川下にて小蝦の化する所と謂へり。形左のことし。

こゝに 蟲の繪 がある	惣躰白ク、目黒シ。腹ノウチ薄アカク、六足アリ。但、前足ニツ長シ。羽四ツ共ニ 白ク、上ノ所薄黒シ。此外ハ白シ。此蟲惣身スキトホリ見エ、至テ弱シ。詩ニ所謂 蜉蝣ト云モノ、即チ此ノ蟲タルヨシ、葦葭堂云ヘリ。
-------------------	--

○常州筑波郡足高村に觀音堂あり。其地小高き所なり。此所を堀れば、貝の如きものを出す。彼地の方今に石饅頭といふ。所謂海盤車に異なる事なし。又同國筑波に牡蠣の殻ありといふ。皆海中の物なるに、山にある事、是全く貝原先生の事始に論ある通、前の世の天地の物生る事疑なし。天地の壽十二萬九千六百年を終て改れは、前の世の海は山となり、前の世の山は海となると、如此類、和漢多しといへり。此事程子遺書にもみえたり。石饅頭の形左のことし。(次の頁に繪がある)

○葛飾郡元栗橋村に大石越後守の城跡あり。本丸は今崩れて大川となる。二の丸の跡土居残り。村長勘兵衛其所に家居す。此村清水の井あり。享保十三申年、日光山御社參の節、御茶の水になりしよしにて、安永五申年にも、見分役人關宿より行しに、智井となりし故、不用になりぬ。外國麻村 通御により、此村へも物頭一組

出役す。



此の箇中の如き砂り

○寛保年中の比、木村葆真軒大夫たりし時、俳諧大に流行し、江戸より宗匠慶紀逸を招て俳人多く入門せり。五月雨の比なりしに、葆真軒の宅に會あり。金子逸車、黒川□□吹逸樓等、丑の刻比歸るとて、佐武門を出、櫻町通行けるに、大手門塀の上に酸醬程の光り物一つと出けり。皆怪しみ、屏息詰して近づける内、此光り物漸々に多くなり、三十はかりになり、上下する事宛かも弄丸のごとく、彌怪しく思ひ、近よりけり。十間程になれる時、川越反右衛門方より夜話の若侍五六輩、門を明て出る聲にて、右の光り物いつくともなく失けるよし。これ野狐の火なるへき也と、金子逸車語りき。

○關宿城下町の東南の方に庄内領といふ所あり。古河の方に下河邊の庄といふあり。新井白鷺著せる聖學自在と

五月雨の比
原文の五

いふ書に、今諸國に何の庄なとといふ所あり。大抵は人の心得ぬ事也。是は野宮中納言定基卿、新井筑後守白石先生問答書に詳也。先、庄といふは、今俗にいふ下屋敷・昌屋敷なとといふ意なり。其中、園とは樹葉を植る地也。楮、其起りをいへは、上代の法は以戸計口、以口班田と有之。戸とは今の家といふ事也。一戸は今の家一軒といふに同じ。一軒に主人以下子弟奴婢有。たとへは惣人數十人あれば、一戸十口と立て、田を給はる。一口は一人分也。男は田二段、女は其中三分を減す。一段の田に稻五十束を得る也。一束を春て升にすれば米五升也。尊大臣より始て諸官皆□□を數へて田を受るなり。楮租は一段に二束二把つゝを出す也。故に男一口二段を受けは右租を出し、残り九十五束餘を一人前に給也。如し此割付たる物故、上下ともに貧富ひとし。其中に尊者は用途廣く入用も多きゆゑ、依田封戸等の品を立て、不足なき様に大法有。其位田職田等も封戸とても、皆一段に付二束二把の租を出す事は同じ。位田とは五位以上、位階田を賜る也。令に正一位は八十町と有、此類也。又職田は大納言以上職重し。故に別に職田を賜る也。令に職分田太政大臣四拾町とあり。封戸とは太政大臣は封戸千五百戸と有。封戸は封國の封と同じ。其所を拜領して、領分とする事也。此外に賜田といふ事有。令に曰、凡別敕賜人田者名賜田といふ。此田は后妃に湯沐の料あり。是は今の化粧料のことし。又、功臣に報勞田と有。是は何ぞ大功ある人に賜るをいふ。此田は三代に傳ふるを限りとして、三代を過れば官に返上す。前にいふ位田・職田は其身薨卒の後、官へ返上す。口分田も死すれば官に納め、又後より出生する者に給る也。班田の法は六年に一度つゝ班なり。又子田といふ有。是は餘りの田也。是は其所々の民受て耕作し、氏分は別に年貢を上る也。是も六年めに改めあり。如し此なれば六拾餘州間田なし。然るに後々に

及てはいつとなく政もゆるまり、后妃の湯沐料も後は他の人に譲り、功田も子孫の者の心まゝ人に譲り、又は寺などへ施入す。惠美押勝、大職冠の功田を山階寺へ維摩會料に施入せし類也。然れば、後に譲りを受たる人に於ては、湯沐料の功田のと號し難き故に、畠屋敷又庄園などいひし也。それより漸々廣くなり、富有の者は何ほとも買得する故、富る者は彌富み、貧なる者はますます貧窮せり。庄園は無年貢なれば、今いふ隠田のことし。伊藤祐親のうつみ河津の庄を持つ類もおもふへし。右のとき故、下民段々奢りに至る。後朱雀院寛徳年中、庄園停廢の宣下有。又後三條院延久の初に記録所を置れたるも、此停廢の事第一なれとも、とかく跡々より又具りて止さりけり。是は執政大臣より始ておのゝ庄園を貯へられければ、却て停廢の事やみぬ。後には益此事盛になりて、御讓位の後は院の御領の外、庄園有て、剩へ崩御の後は遺命有之、男女の親王、又は御寵愛の女房、或は奸臣などに分ち下されける程に、庄園公に常の事と成、評論に及ふ事多し。元久の比、前黃門定家卿の所領江州吉富庄を三位局に掠められ、度々訴訟に及び、院の御教書を賜る事、卿の記にみえたり。庄園は私領にて、郡にもあらず、郷にもあらず。買得の物なれば、其主の心まゝにて、貧なれば勝手次第に他人へ賣渡す。庄の領内には國法にもかゝはらず、私に庄司庄官別當などいふ者を召置て、庄内の土産諸物を其主へ受納せり。今諸國に何の庄といふは、むかしの名の残りたる也。又村々に庄屋といふも、庄官の遺意なんめり。右私に庄司庄官別當などいふ役人を己れが心儘をする故、是を戒しむるを名として、頼朝卿地領を置、又追捕使を置て是を制せしむ。終にみつから追捕使に補せられて、諸州の守護地頭等を管領し日本國中を手に入られたり。

御教書原文
文御教書

頼政堂の事 是亦右の書に出つ

世に傳ふ、關東古香に將軍塚有。是は頼政の首を袋に入れて諸國を廻り、此所に來りし時、甚重く成し故、此地に葬りて將軍塚と號するといふ。さにてはあるへからず。頼政平等院にて生害の時、渡邊唱介錯し、首を敵に取られしと囊に入れて、自ら首にかけて落る。敵是を見て追ふ事急也。唱もとより水練の達者なれば、菟道川へ飛入ぬ。敵は川の上下を走り廻りて求めとも、終に浮ひ出ず。其間に唱は水中を潜寄して、湖水の邊より陸に上り、近江路を過て美濃國上野といふ所に至る。此地に頼政の姨の尼に成て草庵をむすび居られしを尋ねゆき、此地に葬ぬ。頼政の眞の塚也。今美濃國上野の蓮花寺其地にて、頼政の塚儼然として在り。尾州右河伊賀守殿の御寺なり。

右、關宿傳記一冊、借鈔于關宿侯臣今泉政隣家、請杉田氏甥信義書云爾。

寛政五年癸丑初冬

杏 花 園

嘉永四年辛亥五月四日寫竟一校 齋

關宿傳記(終)

境谷川根川の北は向江川の西に在る。戸川は西に在る。康元二年。石勝二萬。重勝二萬。政信二萬。氏重二萬。三石二萬。信宗五萬。重宗五萬。廣之同前。石貞七萬。

廣明は六年。和代は六年。坂城は河内。美作は河内。安永は三年。再安永は三年。賜宿を賜つた。

關宿城、在葛飾郡。當利根川岐。三面帶流、面午背子、左右卯酉。城下置衙坊六。曰臺町、曰江戸町、曰元町、曰内町、曰境町、曰谷貝町。向川岸地、置關檢護舟船。戸數大約五百。農賈雜居。去江戸十三里。天正十八年八月九日、松平三郎太郎康元對。康元卒、子甲斐守忠良嗣。元和二年、忠良轉封于美濃大垣。是歲、大隅守松平重勝封。五年、重勝轉封于遠江橫須賀。是歲、左衛門佐小笠原政信封。寬永十七年、政信轉封于美濃高須。是歲、出羽守北條氏重封。正保元年、氏重轉封于駿河田中。是歲、内匠頭牧野信成封。信成卒、子佐渡守親成嗣。明曆二年、親成補京師所司代。是歲、周防守板倉重宗封。重宗卒、子阿波守重鄉嗣。重鄉卒、子隱岐守重常嗣。寬文九年、重常轉封于丹波龜山。是歲、大和守久世廣之封。廣之卒、子出雲守重之嗣。元祿十年、重之轉封于備中庭瀨。是歲、備後守牧野成貞封。成貞卒、子備前守成春嗣。寶永二年、成春轉封于三河吉田。是歲、大和守久世重之再封。重之卒、子隱岐守暉之嗣。暉之卒、子出雲守廣明嗣。□□□年、廣明轉封于攝津大坂。□□□監城。安永三年、廣明子出雲守綏之再封。綏之卒、子長門守廣運嗣。廣運卒、義子隱岐守廣周嗣。(下總國舊事考)

佐倉藩雜史

【解説】 著者は舊佐倉藩の門閥家に生れ、夙に同藩執政として令名あり、明治維新の際、同藩大參事に任ぜられしが、廢藩の後、太政官修史局に出仕したるも、病氣のため退隱したり。其後、舊藩主堀田正倫、同人が同家歴代の事蹟に精通せるを以て、史料の編纂を囑托せられ、明治十四年の頃脱稿せるもの、則ち本書なり。原稿は、藩祖正俊并に其養母春日局より、七代正陸に至る迄の事實を、雜史五卷、雜記五卷に記録しありしを、其後、之を一部十卷として「佐倉藩雜史」と名づけたり。されど、其内容は原本の雜史と雜記とは自ら其體裁を異にする所あるを以て、今回本書へ収録するに方り、其混雜を避くるため、之を本文八卷、拾遺四卷に分ち、全十二卷とせり。而して、本文八卷は全部著者の記述にかゝり、拾遺の中、第一二卷は諸書の拔萃、第三四卷は同藩士西村芳郁著「紀氏漫錄」の抄録より成る。なほ、本書編纂の目的は、前記の如く舊佐倉藩の正確なる史料を後世に傳ふるにあれば、専ら事實に重きを置き、文章の如きは少しも潤飾を加へず、忌まず、隠さず、有りのまゝに叙述せる點本書の特色なるを以て、史料として貴重なるのみならず、讀物としても亦興趣に富めるものなり。(小原)

△附記(本書閱讀上の便に資するため、左に佐倉藩主堀田氏歴代の略傳を掲げる)

正盛 堀田正吉の長子で、母は稻葉正成の女である。寬永十九年七月十六日、松本から佐倉に移され、十一萬石を食んだ。慶安四年四月二十二日、將軍家光のために殉死した。年四十四。上野現龍院に葬り、法號佐倉藩雜史

を女性院心隱宗トといふ。

(正盛の三男正俊は、外曾祖母春日局の養子となり、大老に進んだが、貞享元年八月、殿中に於て一族稻葉石見守に殺された)

正信||正盛の長子で、母は酒井忠勝の女。萬治三年十月八日書を幕府に上にて封邑を沒收され、弟臨坂安政の家に幽せられたが、後に酒井忠直の邑若狭の小濱に配流された。八年五月二十日、將軍家綱の薨を聞いて自殺した。年四十九。淺草金藏寺に葬る。法號忠三。

正亮||正盛の曾孫正武の子で、延享三年正月二十三日、山形から佐倉に移り十萬石を領し、寶曆十年四月朔、一萬石を加賜された。同十一年二月八日、五十歳で卒去。法號青雲院松山月溪惟心陵阿。

正順||正亮の第六子で、文化二年七月五日、五十七歳で卒去。子正功は早世した。

正時||正亮の季子で、正順の養子となり、文化八年四月四日五十一歳で卒した。

正愛||正功の子で、正時の養子となり、文政七年十二月二十八日、二十六歳で卒した。

正陸||正時の第二子で、正愛の養子となり、安政二年十月九日老中首座に班した。ハルリスが和親條約を求めた時、正陸その衝に當つて開國の説を唱へたが、六年九月致任して見山と號した。元治元年三月二十一日五十五歳で卒去、文明と諡された。

正倫||正陸の第四子である。明治二年五月十八日、封土を奉還した。

佐倉藩雜史第一

○御始祖不矜公、御諱は正俊、太祖女性公(正盛)第三の御子、寛永十一年甲戌江戸邸にて御誕生なり。御母君は酒井讃岐守殿忠勝の女にて即ち正統院夫人なり。御幼名を久太郎君と稱し奉る。十二年乙亥御二歳の時、大將軍大猷公^家特旨を以て春日局に仰せて、女は一代切の者なればとて養うて其の子と爲さしめ給ふ。御二歳の時春日御局様より荒木辰之助と云ふ八九歳ばかりの小兒を小姓に附けさせ給ふ。此の者春日様の御兄齋藤與惣右衛門殿の與力右衛門左衛門の子なれば、春日様と由緒有る者なり。辰之助元服以後小姓頭と爲る。是不矜公へ御奉公申上げたる第一の舊家なり。御二歳と八九歳の小兒にて主従と爲れり。御四歳の時に女性公より由比安兵衛を御傳に附け給ふ。是御家より御附人第一の初めなり。主従三人三世の契りを爲せし初めなり。是より後一色六之助等追々御小姓御供廻り等に御附人仰せ付けらる。詳かに後に出づ。

○寛永十八年、世子竹千代君^家御誕生有り。時に大猷公の上意にて、久太郎君其の御産室に入りて竹千代君に謁し給ひ、御小姓を仰せ蒙らせらる。是御八歳の時にして、彼の土井大炊頭利勝君が「此の兒の言語は皆肺肝より流出し、句々明瞭なり。凡兒に非ず」と、稱譽せられし時なり。

○寛永二十年癸未、御十歳にて春日様御逝去有り。御法號麟祥院殿と申上げ麟祥院御創立になる。此の年十二月麟祥院殿の御遺領相模吉岡の邑三千石を賜はる。是御家の初めなり。因て女性公より御家臣岡源次兵衛以下十九人を分隸し給ふ。之を御人分け又分け人と云ふ。慶安二年己丑、竹千代君日光山に詣し給ふ時、久太郎君御歳十

六にして扈從し給ふ。此の年玄性公より庄田孫兵衛を君の御家老に仰せ付けらる。是御家御家老の初めなり。同じく四年辛卯、君御年十八、四月二十日大猷公薨す。玄性公御殉死の時、御行水を召され、御明衣を召さるゝ時、若林左衛門を召し、御直に君の御家老を仰せ付けらる。是の時庄田孫兵衛は既に死去せり。

○八月、玄性公の御遺領の内下總の守谷の一萬石を分ちて君に賜ふ。相模の三千石を合せて一萬三千石を食み給ふ。從五位下に叙し、備中守と稱し給ふ。是後光明天皇の御宇征夷大將軍嚴有公綱家の御時なり。初めて諸侯に列し給ひしに因り、正信公より臣屬二十八人歩行者十人足輕二十人外小頭二人を分隸せらる。其の他御分け人御付人に非ず新に追々召し抱へられ、或は御宗家萬治の變以後來りて仕へたる者も有り。日を逐うて御繁榮に至る。又由比氏に傳はりし一萬三千石の節知行高といふ書有り。今之を節録すれば左の如し。

若林左衛門五百石、岡甚兵衛二百五十石、渡邊彌一兵衛二百石、河原傳右衛門二百石組二十人、飯尾市左衛門二百石組二十人、天野與右衛門、庄田清右衛門各二百石、此外百五十石取り五人、百二十石一人、百石五人、八十石二人、七十石二人、六十石一人、十五人扶持一人、十人扶持二人。右の中に御附け分けの家に非ず、御宗家より來りし者有り。又新に召し抱へられし者有。

○明曆二年丙申、稻葉美濃守正則公の息女即ち榮昌院夫人を娶り給ふ。麟祥院様の御願ひ置かれしに因てなり。

○萬治三年庚子、公御奏者番仰せ蒙らる。

○寛文七年丁未、七千石御加増を賜はり、原祿を合せて二萬石と爲り、上野の安中に移封し給ふ。是に於て七月五月初めて大法三章を制し、御家臣に頒布す。其の文に曰く、

御家三箇條 又安中御條目

條々

- 一、公儀御法度之趣、輕少之儀たりといふ共、堅可相守事。
- 一、孝養を專勵し、常に文道武藝を可心掛儀は、侍たる上之第一也。畢竟人々心たてを嗜むを以肝要とすへし。并武具馬具等は、面々の身帶相應より自然の事の有之剋無滯様、兼て可令覺悟、無益の道具不可求。惣して驕をなす儀一切令停止事。

一、何篇之事に不限、年寄共申渡儀不可違背。物頭諸役人萬事に付、其役之品常々不可油斷。委細は下知狀可爲顯然事。

右可相守此旨者也。

寛文七年七月五日

御書判

右三章を一藩皆奉じて祖宗の御大法と爲す。又御家老御年寄に仰せて、其の節目を作りて一藩に令して之を勉勵す。之を安中下知狀と曰ふ。安中下知狀御家臣の家には皆傳れば今略して載せず。此の下知狀の下に名を署せし若林左衛門は御家老にて、名は高白、後立印と號す。是今の源次郎の先祖にて、玄性公御追腹の時、召して公の御家老を仰せ付けられしなり。若林にては此の人と諫死したる虎高、其の子順積との三人名最も顯はる。田中は平野知秋の先祖にて、名は重時、萬治の大變にて、其の子團右衛門と共に御宗家より御家に來り、最初より御年寄に召し出され、悴は十人扶持に召し出され、此の日百五十石の御判物を下されたれば、是より先既に御加増有りしを知る。渡邊は今の暢

校正者云
安中下知
狀の全文
は後卷に
掲げらる
看せられ
たい。

の先祖にて、五遊と稱し、其の家にて尊崇する名高き人なり。

○十年庚戌、若年寄仰せ蒙らる。

○十二年壬子、御嫡子左京様初めて將軍嚴有公に謁し給ふ。

○延寶六年戊午、五千石を加賜せられ、合せて二萬五千石を食む。明年七月御老中に昇り、萬五千石を加賜し、合せて四萬石を領し、從四位下に叙す。八月將軍嚴有公病篤し。公神祇に禱り身を以て代らんとし給ふ。驗なくして薨じ給ふ。世子無し。大老酒井雅樂頭忠清殿は、有栖川宮幸仁を迎へて嗣と爲さんとす。老中之を可否する者無し。議決せんとせし時に、公には末座に在せしが、聲を勵して忠清公に向ひ宣ふ様、「館林宰相は正しく先公の御弟にして大猷公の御子ならずや。宜しく迎へ參らせて立て申すべし。親を捨て疎を立つるは義に非ず」とて、忠清公と痛く諍ひ給ふ。外御老中何れも公の論を賛成せり。是に於て宰相様を館林の邸より迎へて之を立て參らせ、世子と爲し、乃ち喪を發す。世子嗣いて立ち、征夷大將軍に拜す。常憲公綱とす。八月將軍宣下の大禮有り。公侍從に任じ給ふ。

○天和元年辛酉正月、大老酒井雅樂頭殿罷めらる。因て其の邸を公に賜はる。二月封を下總の古河に移され、五萬石を加賜せられ、合せて九萬石と爲る。改めて筑前守と稱し給ふ。十二月御大老職に拜し、左近衛權少將に任ず。二年壬戌、四萬石を加賜せられ、合せて十三萬石を食む。

○貞享元年甲子八月二十八日、公御登城。若年寄稻葉石見守突然公を刺す。公には「石見亂心か、殿中なるぞ」と宣ひしのみ。傷重し。御歸館の上御事切れになる。御年五十一。御老中大久保加賀守殿等石見守を寸斷す。水

府公「何ぞ其の事故を審究せずして殺せしぞ」と、不念なる由、御沙汰有りしと云ふ。公を上野の圓覺院の女性公の墓側に葬りしに、公邊より公を上野山内に埋葬するを許さざることを御沙汰有りしを以て、淺草金藏寺に改葬せり。公の奇禍に罹り給ひし時の日記は、依田百川子の家に在り。又御系譜に詳かなりと云ふ。

○公御逝去の明日、上野圓覺院に御送葬。僧衆勤經有りて御門主御焼香畢り、葬禮行道有りて、御懇に召し仕はれし御家臣落髮元結拂ひし者左の如し。

池浦甚五左衛門、依田喜平次、新達市之丞、諏訪治部右衛門、右四人落髮。

荒井平太夫、尾上十藏、右二人元結拂ひ。

坪井定右衛門、藤井兵右衛門、織田數右衛門、柏原小左衛門、藤田左助、甘利三右衛門、石川與兵衛、右七人無御許容處、私に元結拂ひし者也。右由比氏の書に據る。

○安審物語に據れば、公には必ず曉七時に御目覺めになり、直に御行水有りて、夜明る迄黙坐し給ふ。御話しの衆は御衝立の外に詰め居り、誰と召さるゝ時、其の者御衝立の内に入り御話有り。「世の手本」に、「堀田家は代代早起なり」といふこと見ゆ。蓋、公の此の如き御行狀より、世間にも御早起の御評判有りしならんと云へり。御話しの衆は諏訪治部右衛門、堀右衛門、是は折節出づ。大野金太夫、是は歌を好む。坪井貞右衛門、長屋彌左衛門、新達市之丞、依田十之丞、磯矢平藏、是は毎日出づ。植村檢校、是は折々罷り出づれども、御前へ直に出ると云ふ。

○公の御履歴御德行は御譜御家記に出でたれども、御家臣の事を詳記せし者無し。前に述ぶる所は何れも公安中

御在城中の重臣より、古河御在城に至るまでの御家臣の名を擧ぐるのみ。若林・田中・渡邊の三人は國初の重臣にして、其の後追々重臣も御高の増すに隨ひ増せしなり。古河にては若林左衛門・堀田八兵衛、御家老を勤めたり。御年寄は植松求馬・庄田清右衛門・田中勘右衛門^{二代}・池浦甚五左衛門・大野金太夫・新達市之丞等なり。○池浦甚五左衛門・入江彦左衛門・大野金太夫等は、何れも初代にて當時有名の人なりき。新達市之丞^前に公の五十一首の御歌を公の命を受けて撰せしは金太夫なり。彦左衛門は讀書人にて朱子學なりと云ふ。是皆其の家にも尊崇する所なり。

○常樂公の御履歴御德行は、御譜の外に所見無し。今御家記を節略し、且、一二の御家臣の事を擧げんとす。

公御諱は正仲、不矜公の御長子にて左京と稱し給ひ、御母は即ち稻葉氏榮昌院夫人なり。寛文二年癸卯江戸に生れ、十二年壬子初めて將軍嚴有公に謁し、延寶四年丙辰從五位下に叙し、下總守と稱し給ふ。八年庚申、封地安中に至り、父公に代り藩政を視ること三月にして歸り、天和元年辛酉父公大老に昇るを以て溜詰と爲り、二年壬戌稻葉丹後守殿の邸を賜はる。是より先、父公封を古河に移されたれば、古河に至り藩政を視るもの亦三月にして歸り給ふ。父公には御煩劇なれば、御家政は擧げて皆公に委任し給ひしなり。岡山侯松平伊豫守殿^{池田}の女を娶り給ひ、從四位下に叙す。三年癸亥、將軍の御白書院に出御する時は、公を井伊掃部頭・松平肥後守と並びて侍坐せしむ。異數に出づるなり。又命を受けて服忌令を校正す。林春常・人見友元・木下順菴等を招き漢土の服忌を問ひ、又上野の傳法院住持を招き叡山多武峰の服忌を問ひ、或は吉川惟足を招き吉田家の服忌を問ひ、且、古を考へ今に準じ、以て服忌令を定め給ふ。是より先、幕府林春常に命じて武徳大成記を撰せしむ。又公に命有

りて、阿部豊後守殿と同じく之を總裁し給ふ。貞享元年甲子服忌令既に成り之を天下に頒つ。公佩刀一口を賜はり其の功を賞せらる。後封を山形に移す時、武徳大成記の總裁を罷めらる。八月父公害に遇ひ給ふ。十月父公の遺領十三萬石を襲ぎ、下野の大宮二萬石を御弟正虎公に、上野佐野の一萬石を御季弟俊季公に分ち賜はる。公の請ひを以てなり。廿七日御家督の御禮仰せ上げらる。御目見えの重臣は若林左衛門・堀田八兵衛・植松求馬・庄田清右衛門・田中勘右衛門なり。

○二年乙丑封を羽州山形に移さる。三年丙寅又奥州福島に移封せられ、公邊大に御首尾になる。不矜公の故を以てなり。元祿七年甲戌公病有りて危篤なり。請うて御弟大官候正虎公を以て嗣と爲し、七月六日館を棄て給ふ。御年三十三。相州藤澤清淨光寺に葬る。其の遺言を以てなり。公天性寛和慈惠、最も學を好み歌を善くし、世の紛華を喜び給はず。常に清淨光寺の幽寂を愛し給ふ。因て葬地を此に卜す。實は公儀の怒を避け給ふと云ふ。○公若殿様の御時、御附の御年寄は田中段^{又團}右衛門なり。段右衛門は寛文十三年癸丑御年寄仰せ付けられ、天和二年壬戌總州公不矜公御逝去、公封を襲ぎ給ひて御年寄其の儘相勤めし故に、公の御德行を詳知したるべけれども、之を筆せし者絶えて無し。此のみならず、向氏の先祖萬治の大變の後、御茶の水に與力になりて居たりしを薦めて、又再び御家に仕へしめたるは先公の御時にて、是若流といへる名高き人なり。又中里忠庵を薦めしは同人なり。其の家にては此の事を申し傳へたれど、知秋の家にては之を知らず。是手留の類は一切無ければなり。又先公より賜はりし御品も書留無ければ其の故を知らず。

○新井傳藏^{後新井筑後守}白石先生は、先公の御時に來り仕へ、御側にて召し仕はれ、八月廿八日禍を受け給ひし前夜、稻

葉石見守が來り、御居間にて御密話有りし時、白石御次に在りしに、公の御聲にて、「それは決して出來ぬ事なり」と、二度御意有りしが洩れ聞えしと云ふ。翌日何か思召し有りしと見え、奥様には、「今日の御登城、御止め遊ばざる様に」と申上げたれども、聽き給はず。是は前夜石見守の様子常に異りしを以てなりといへり。

○公服忌令を御按定の時、白石は公の御懷小刀に召し仕はれし者といふ。不矜公御棄館、公御家督の後、傳藏致仕して去る。公深く惜しみ給ひ、御年寄田中勘右衛門・太田垣九郎太夫を遣つて留め給へども聽かず。一説に若林左衛門を遣つて留め給ふと有れども、白石の草せし「折り焚く柴」の書には太田垣・田中と有り。曰ふ、「是皆彼の家の老なり」と。故に今此の書に據る。天保の初めの比、由比勘解由・金井善六郎・入江八十八郎夜話の時、金井・入江の兩人白石の事を論じ、入江は王蠅の言を誤解して、「白石は二君に事へて不義なり」とし、金井は讀書人なれば大に此を非とし謂ふ。「主と曰ひ従者と曰ふ。もと義を以て合ふものにして、合へば仕へて身を致し、合はざれば去る。古今の通義にて、孔孟の出處進退を見て知らるゝなり。況や白石の公に於ける、譜代恩顧の臣にも非ず。申さば彼の驛旅の臣にして、もと不矜公の御賢才と御勢威の盛なるを慕ひ、此に因て大に爲す所有らんとして來りしに、頼み奉る君はあの通りの御仕合故失望して、かゝりし上は、心にも非ずして祿を徒食する義無しとて暇を乞ひしは、理の當然なり」といふ。入江には大に怒り、「それにては日和見の士にて、一旦質を委ねて事へたる君の衰頹を見て、己の都合悪しきとて去るといふ不人情の輕薄學者を以て當然と爲すは何の心ぞや。況や公の白石を待ち給ふこと厚からざるに非ず。之を留むる懇切ならざるに非ず。然るを振り拂つて御國を去りし心根の憎さよ」云々と論ず。金井にも以ての外にいら立ちて、「それは古今英雄豪傑賢人君子の事跡に

憎き文盲人の妄論なり」などと、珍事にも及ぶべき口論なれば、由比も甚だ心配し、之を和解して止みたり。弘化度の比、此の事を亡友久保濟五郎に語りしに、濟五郎の説には、「余は日本人にて武士なれば、入江の論に左袒せり。此の話を承り、白石先生も有り難く無くなりしなり。金井氏の論は人熱に就くものにて頼もしからず。程伊川の論易傳困の初六にも、寒士の妻、弱國の臣、各其の正に安ずるのみ。苟も勢を擇びて従へば、惡の大なる者にして世に容れずといへり」云々と論辯せり。知秋按ずるに、入江の論三分佳にして七分非なり。金井の論七分佳にして三分非なり。因て白石先生も三分の非を免れざる所有り。是別に論せんとす。

○公の御年寄は此の外にも有りしや。入江・新達は御年寄に爲れり。

○梅村源兵衛と云ふ一奇人有り。當時願ひの上公の御墓守をして居りしが、公を慕ひ參らするの餘り、御石碑を抱きて御石碑と共に倒れ壓されて死す。蓋、殉死の心ならん。今に公の御墓の側に其の石碑有り。昔年藤澤の遊行寺を過ぎ、公の御墓に謁し奉りし時に、恭しく一詩を上りしこと有り。

嘉永二年己酉正月、恭謁 常樂公墓。

鮎魚頼尾斷港中。潜伏多年能守窮。好信愛民越勾踐。艱難備嘗晋文公。老松深處是幽宅。遠去先塋在荒城。

當時憾軻不忍言。謁墓何人不悲惻。梅氏之鬼一何榮。九原永侍賢君側。

○慈徳公、御諱は正虎、不矜公の御次子なり。幼にして三次郎と稱し、後又織部と稱し給ふ。常樂公と御同母の御舍弟にて實は御雙生なり。當時世皆雙生を忌むを以て、竊に君を稻葉侯に御托し、其の家臣田邊某の家に御預けになりて御成長まし、延寶三年乙卯、御年十三にて御歸殿有り。天和元年辛酉、中奥小姓と爲り、明年從

五位下に叙し、伊豆守と稱し給ふ。貞享元年甲子十月、不矜公御遺領中の地下野大官の二萬石を分ち賜はる。

○元祿七年甲戌七月、常樂公御疾御危篤の時、御舍弟大官侯を嗣と爲さんことを請ふ。因て八月公をして入りて宗家を継ぎ、福島の十萬石を食み、大宮の二萬石を還納す。公の時、重臣は御家老若林左衛門、御年寄は池浦甚五左衛門・大野金太夫・田中勘右衛門後眞野志摩・佐治茂右衛門等なり。

辛丑は癸酉中の誤か
田中の勘右衛門に勤後
衛門は後右衛門に勤後
非志摩に勤後
の父志摩に勤後
完父志摩に勤後
箋と重摩に勤後

○元祿六年辛丑七月附箋、享保四年閏七月四日の事なり。公田中勘右衛門を召し、「御勝手御用向きの主司と爲り御名代として勤むべき」旨を命ぜられ、御勝手役松本仁右衛門を召し宣ふは、「只今勘右衛門に勝手主役を申付くる趣意は、吾齡高く多事を處するに懶し。因て吾に代りて所用を聽かしめんとす。汝等勘右衛門にもたれて差圖を受くべきなどと思ふべからず。我が名代と心得て、外の役人へも其の旨を談ぜよ」と仰せ出さる。是御家御勝手主役の初めなり。

○十年乙巳、先公御襲封以來屢々封を移し、封地日に賸削せられ、土瘠せ民貧しく、且費用亦多く、府庫空乏、御家臣の俸祿を給すること能はず。因て御家臣の半を放ち遣り、其の俸祿を收めて費用に給す。公涕泣し懇々と之を諭す。人士皆號泣して離散す。之を御減少と稱す。此の時一藩の氣色慘憺たる光景を金井右膳忠倫が記して、謙良公に土りし「心の露」と曰ふ書有り。

○十年丁丑正月朔、始めて御登城、年始御禮仰せ上げらる。是より先、御不首尾にて正月三日の御禮なりしに、此に至りて公邊の首尾や解けたり。是水府義公の御諭有りしに因ると申し傳へたり。

○十三年庚辰正月、封を山形に移す。結構の御城地を賜はりしを以て、御家臣の俸祿歩引を御返し下され、本途

仰せ付けらる。九月、前年放遣したる人士を召し還して之を祿す。右の二善政を觀ても、公平生の御仁愛慈祥の御氣象仰想すべき哉。

○十四年辛巳、休暇を賜はり山形の封地に就く。初めて服十襲外袍厩馬を賜ふ。

○寶永六年己丑正月、常憲公薨す。同五月文昭公宣家征夷大將軍に拜す。十二月公四品に叙せらる。

○正徳元年辛卯、御家中御擬扶持仰せ出さる。元祿十三年より今年まで十二年本途なり。

○二年壬辰十月、文昭公薨じ、同十二月有章公家繼立つ。同三年癸巳、公山形に御歸城、刀一口を賜はり、其の他の賜前年の如し。

○享保元年丙申四月、有章公薨じ、同八月有徳公吉宗征夷大將軍に拜す。

○三年戊戌閏十月、公御城内に杖突くことを許され給ふ。

○八年癸卯、出羽長瀨村に百姓一揆起り、御代官長谷川庄五郎の陣屋を取り之に籠る。御老中御用番より御内達にて、山形の御人數を發遣して之を捕ふ。御仕置になりし百姓磔二人、獄門三人、切捨三人、遠嶋八人、永牢五人、過料九十一人。此の内十五人は江戸へ送り、殘る分は長瀨にて御仕置なり。七月騷亂平定したり。是御家にて御人數出の初めなり。

○十年乙巳、又人士を沙汰し之を放遣す。御窮乏甚しく已むことを得ざるなり。

○十三年戊申十月、公大阪御城代を仰せ蒙らせ給ふ。十二月任に赴かんとし、發程の期已に定まる。會々痼病に罹り給ひ劇甚し。重臣を召して宣ふ様、「吾老いて大病に罹り萬々生理無し。然るに吾が家政府の怒りに遇ふら

の幾多年、近來御怒りも晴れ、屢々恩眷を蒙り、今又辱く顯職に任ぜらる。感佩曷ぞ勝へん。義當に職を辭す可らず。汝等いかに思へるや。吾林大學頭に謀らんと思ふはいかに」と。重臣皆御案じ申したれども、思召し誠に當然の理なれば、御疾を力めて御發駕を御勸め申上ぐ。又御拜領の御刀を親ら抜いて御重臣に示し給ふにも、御睡り遊ばさるゝ程に御疲れなり。大學頭を御招き御意見を御談有りしに、大學頭大に感服して、務めて思召しを賛成す。是に於て意決し、十二月十九日江戸御發程、御年寄は田中勘右衛門中押なれば、大押は若林左衛門ならん。十四年己酉正月十八日御道中御病重らせ給ひ、處々に御逗留。此の日僅に勢州龜山驛に達し、御病益々劇しく、廿二日遂に此の驛にて御逝去。御年六十八。二月十二日御棺龜山驛を御發し、木曾街道御下りにて、二十四日江戸へ御著、勇徳院殿と追號し奉る。後公儀に御差合有りて、有徳公薨去の時、慈徳院殿と改め號す。慈徳院殿と改め奉る。初め公六子有り。皆殤し給ふ。因て請うて宗家豊前守正國公の子正直君を養うて子と爲し、從五位下に叙し、播磨守と稱す。公老い給ひしを以て、御家政は皆若殿様に御委託有りしと云ふ。然るに公に先だちて御逝去なれば、公には其の御子内記君を請うて嫡孫承祖と爲して立て參らす。公の御追號勇徳の義は、臆見を以て之を考ふるに、前にも記したる如く、永年御覺え悪しかりしに、御怒り解け給ひ、今顯職に拜せし寵遇の辱き、義に於て職を辭す可らず。且は御家の爲めを思召し、感激義に勇み、御道中にて御逝去の御覺悟にて御發駕有りしを、感戴して勇徳と御追號申上げしは誠に恰當なりとす。

○公御平生の御鼻紙には上田紙を用る給ひしなり。御手元御差支への時、京都の御用達永田太郎より金子十五兩御借用有りし御直書有り。其の家に寶藏せり。其の料紙は上田の御鼻紙なり。當主公御上京の時定めて御覽に入れたる事なるべし。又入江彦左衛門の家に公の御歌あり。料紙は亦上田なり。何々「此の比の籬の花の名にも寐られね」上の御句は忘れたり。

○御家記に見えたる如く、公殿中にて柳澤公の無禮を怒り打果さんと思召し給ひしに、大勢の御家來を思召され、忍んで御歸館有りし事、河内十郎右衛門承りて直に御邸を出奔す。公人を遣つて之を索むる數日にして、遂に柳澤の邸中に手廻りに住み込みしを見付けて、之を引戻して御糺しになりしに、柳澤侯を打果して自殺するの手段なりと云ふ。公厚く御教諭有りて無事に歸參せしと申傳ふ。

○青叢公、御諱は正春、内記と稱し、慈徳公の御嫡子正明君の御子なり。享保十四年己酉三月十五日、御年十五にして嫡孫承祖封十萬石を襲ぎ給ふ。公は御家督後幾程無くして世を早うし給ひし故、御履歴御徳行の述ぶべきもの無し。知秋の家に御手簡四通有り。御書棚の御注文、又多葉粉の御注文、又即譽來り畫かゝせれば二枚を贈る。一枚は杵へ贈るべし。又多葉粉を献上したる御挨拶に、柔かにて好きなどの御文面にて、誠に未だ御あどけなき御手簡なり。是は磯矢平藏の御代筆なるべし。平藏は此の時御側御用人なり。殊に御懇に召し仕はれたり。○田中勘右衛門御家督の御用にて出府。御用済にて山形へ歸郷の節、淺草の御別業に出で、左源次様へ拜謁の時、御當家一大切の書一封を奉り、變事有る時は之を開き御覽なさるべき旨申含め奉り、又磯矢平藏へも申含め、右の寫一通を渡して山形に歸る。此の事知るもの無し。

○十五年庚戌九月、公御病有り。急遽山形より田中勘右衛門を召し給ふ。勘右衛門出府の處、公自ら起つ能はざるを知り給ひ、一大事の御用を仰せ含められ、又左源次様よりも重き仰せ有り。此の際邸内は御年寄向藤左衛門、

正明は正直のこと

佐治茂右衛門・田中勘右衛門なり。向は御病氣にて出府せしにや。在番を勤めたるにや。日記又は御側日記か。其の家に就いて正さざれば知る可らず。此の向は崇山と曰ひ、名高き人にして、朱子學者なり。佐治は定府なり。

○十六年辛亥春、公には御疾漸く御危篤に及び給ふ。是に於て御家督を左源次君へ御相續の御願ひ、二月七日御先手頭小野次郎右衛門殿を以て御差出しになる。判元見届として奥津能登守殿入來す。此の時御側に向藤左衛門伺候し、田中勘右衛門手を添へ參らせ、御判を御認めになり、訖りて次郎右衛門殿・能登守殿・堀田大和守殿御同道にて、御用番松平左近將監様へ御越し、御願書御差出しになる。

○九日、公御逝去、御法號青叢院殿と申奉る。此の際向藤左衛門・田中勘右衛門・佐治茂右衛門一人づゝ晝夜御館に詰めたり。

○十三日、左源次君御家督御相續御願濟。即日淺草御別業より御上邸に御引移りになる。

○青雲公御諱は正亮、領心院正武君の子なり。君は不矜公遺腹の季子にして主水と稱す。常樂公の時、請うて封地内の三千石を分ち賜はり、寄合と爲り、正徳五年乙未卒す。慈徳公因て公を養うて次子と爲し、請うて又三千石を分ち賜はり寄合と爲る。此に至り入りて宗家を嗣ぎ、三千石を還收す。十二月從五位下に叙し、相模守と稱す。

○四月十五日、御相續の御禮仰せ上げられ、重臣田中勘右衛門・佐治茂右衛門も御目見え申上ぐ。外には誰々なりしや、書留なければ今知るべからず。

○十八年癸丑、初めて御休暇を賜はり山形城へ御入部、七月朔御城に御着。御母君清泰院殿、今より清壽院様と

敬稱し、御合力米出る。

○十九年甲寅六月御參覲、九月十九日御老中招請有り。御相續の嘉儀に付てなり。

○二十年乙卯四月三日、御召仕於しほの方に初めて姫君御出生、御名を於まん様と佐治茂右衛門差上ぐ。二十三日奥様御婚姻濟み、奥様は松平越中守様定儀公の女より御入興なり。此の年三月中御門天皇位を皇太子に傳へ給ひ、明れば元文元年丙辰、櫻町天皇御即位有り。征夷府は有徳公の時にして海内泰平なり。初め慈徳公の時、府庫空乏、御家中人士を御減しになりしこと兩度なれども、舊に依り御困窮の處より、御家政向諸事姑息に流れ、人士は氣息奄々として振はず。御負債益々多く、御儉約位にては償ふ可き御目當も無ければ、公深く之を憂ひ給ひ、兀然默坐、深思熟慮し給ひ、乃ち當時の重臣御寵遇最も厚き眞野志摩に命じ給ひ、財政を改革し、御政綱を更張し給ふ。吉見治右衛門に眞野志摩の下掛りを命じ給ふ。乃ち御借財の全額を検査するに、莫大の金額にて之を清償すること能はず。「然るを因循苟且にして徒に日子を消すれば、一旦緩急有るに當り、上下ともに皆所を失ふに至らん。然る時は第一義なる公務を闕き給ひ、御不忠御不孝に陥り給ふべし。因て一時權道を用る、御負債は成る可きだけ御斷り、已むを得ざる分は五ヶ年を期して償却し、御家中の御擬扶持ねまてびきもちを改め、今年より本途渡りに改正し、因循姑息の弊風を一變し、士氣を振ひ起さん」と、成算已に定まり、一日突然と御改政仰せ出されたり。御一藩愕然と驚喜せざるは莫し。此の御改政の一舉は其の效驗最も顯はれ、御家中永年の寒乞相を換へて富有に至り、公御一代御繁榮を極め給ひしも、皆此の御改革の一舉に因りてなり。此の一舉にて金主ども皆迷惑せし中にも、駒澤藤右衛門の先祖は貧困に至り、家斷絶に至らんとし、佐倉へ御所替の時御跡に付き來り哀訴したるに

因り、御家臣に召し抱へられしと云ふ。此の御改革は僅に三日の間に取調べ成りしと申し傳へたれども、まさか三日にて成りしにも非るべけれど、文政四年の如く久しく掛りたるには非ず。速に御發しになりしは疑ひを容れざるなり。此の時の重臣は御家老は若林左衛門虎高・同格眞野志摩亮重、年寄は池浦甚五左衛門亮宗、下齋と號す。熊谷三太夫・佐治茂右衛門・向藤左衛門・潮田儀太夫・武部源五左衛門・入江彦左衛門・磯矢平藏・荒木勘兵衛等なり。向は此の時已に身罷りしなり。磯矢は新參なり。是等は皆名高き人にて、若林は此の虎高と其の子順積、先祖立印高白の三人を以て人才とし、世之を稱す。池浦下齋は寵遇尤も厚く、其の父の號と同じく下齋と號して御覺え善かりしなり。眞野は兵學者にて知秋の先祖を申述ぶるは如何なれど、兵家故術數多き方に、此の御改革も兵學の力多きに居る。恐れながら公の御家政御改革と天下の大政に御與り給ひし御功業を拜見するに、御德行よりも御智略に長け給ひしなり。其の御英略無雙なるは、御歴代様第一と存じ奉る。是其の一時深く志摩を御寵愛有りて御信用有りし所以なるか。

○此の比より儒生二村逸齋を御召し抱へ、此の者を深く御信用有り。御側去らずの寵臣なり。儒者とはいへども兵學に長じ、禪學を好みしと云ふ。又悴田九助といふ儒者有りて、是は慈徳公御代より公の御世迄御懇に召仕はれしなり。學業は逸齋の十一を庶幾すること能はざるなり。

○元文二年丁巳八月、眞野志摩男子無きを以て思召し有り。岩瀧半太夫に替御苗字の内眞野の苗字下され、志摩望養子仰せ付けられ、御扶持方十三人扶持下され、格式大寄合仰せ付けられ、志摩も眞野の苗字下さる旨、公御直に仰せ含めらる。岩瀧家へは圖司氏より相續仰せ付けらる。是前代未聞の事にて、半太夫は當主にて、去年志

摩の女を娶るの願濟み未だ婚せざるうち、志摩の望養子仰せ付けられ、志摩の家に來りしなり。是古今希代の例なりとて、御家中大に驚きたり。此の事實は公御内々にて御周旋下され、吉見治右衛門を以て雙方へ申合せ有り。婚姻の時も公を初め上々様方より色々賜はり物有り。又志摩の家へも公と御母君と御出でも有りて、志摩の勢威赫々たる、御始祖様以來絶えて無き所なり。

○同四年己未、眞野志摩御勝手向御用請こみを罷めらる。差控七日にて御免。志摩是より俄に不首尾になる。七月志摩殿に譴責を蒙る。勤役の内心得違共有之、御勝手勤之儀不念共有之、勤方思召不相叶、因是御替御苗字并御一字御取上、知行召上られ隠居仰せ付けらる。急度相愼可罷有旨、仰せ付けらる。縫殿も父子の事故逼塞仰せ付けられ、八月に至り逼塞御免、御目通り遠慮可致旨仰せ出さる。若林左衛門妻は志摩の女の處、志摩御咎めに付、離婚可致旨兩家へ仰せ出さる。即ち離婚し縫殿方へ引取る。縫殿へ新知三百五十石下され、番頭役是迄の通り勤むべく、御苗字其の儘名乗り申すべき旨仰せ付けらる。其の後寛保二年に、御替御苗字眞野を平野の御替御苗字に御改め下さる。是より先、去年池浦甚五左衛門小書院着坐仰せ付けられ、十一月御勝手向志摩と申合せ勤むる様に仰せ付けらる。今年志摩御咎めの後、甚五左衛門を賞し給ひ、「勝手向出精いたし、年來不埒の事ども改まり、差繰りも能く相成りしは、其方の出精故なり」とて、七十石御加増なり。甚五左衛門權勢薰灼なり。

○寛保元年辛酉四月、公御奏者番仰せ蒙らせ給ふ。此の月廿三日若林左衛門故有りて自殺せり。五月廿四日悴惣治郎頼道幼年なれども筋目有る家柄に付、二百人扶持下され、御城代次席にて跡式仰せ付けらる。頼道は後唯

心公の御諱一字を賜はり願積と改む。此の左衛門虎高は、去る享保五年庚子四月、先代左衛門養子と爲り、
文次郎と稱す。幕府の土岡村八左衛門の末子なりと云ふ。虎高の名は慈徳公の御諱を賜はりしなり。妻は眞野志
摩の長女にて、惣治郎頼道を生み、命有りて離別す。其の後妻は植松藏人の女なり。此の月八日左衛門虎高遺
腹の男子出生す。惣治郎と異母の弟なり。

○若林左衛門虎高自殺の事は何の故なるを詳かにせず。皆謂ふ、御放蕩を御諫言申上げたれども聽き給はず。
故に死を以て諫め奉りしなりといへり。然るに此の比は恰も御奏者仰せ蒙られし時なり。御放蕩の御時とも存じ
奉らず。佐治茂右衛門も若林と共に御諫言申上げたりと申傳ふ。人臣としてかゝる忌々しき事推考せしものな
し。今其の事を詳かにするを得ず。此の自殺の事は公には深く之を徳とし給ひしと覺えたり。其の虎高の次子の
御處分、并に嫡子頼道等の御取扱ひを觀ても、其の徳に報い給ふ思召しを知るべきなり。

○池浦甚五左衛門を御城代に任じ、諸士御禮申上ぐる時、若林左衛門通り御名代勤むべき旨仰せ付けられ、只
今まで左衛門承りたる儀、甚五左衛門承り申すべく仰せ出され、左衛門へ御預けの書物御預けになる。

○二年壬戌、將軍有徳公病有り。征夷を辭し西丸に老し、惇信公家征夷に拜し給ふ。十月公御加判の列に昇り給
ひ、程無く侍從に任せらる。池浦甚五左衛門に八十石御加増を賜はり八百石となり、御諱の一字を賜はり、因て
名を亮宗と改む。役高二百俵下され千石高と爲る。此の時若林左衛門虎高自殺したれば、甚五左衛門を城代に
て家老の代りも仕らせ給ひ、以て惇宗之助の長ずるを待ち給ふなり。左之助は甚五左衛門の世話を受けて生長せ
り。甚五左衛門も親切に意を用ゐて世話せしと云ふ。例へば「もはや生長したれば、朝は表にて髪月代を爲すべ

し」など、朝夕の起居までも仕込みたり。

○七月四日、御嫡子増五郎様既に世を早うし給ひしに因り、若林左之助方に御預けの幸次郎君を御嫡子に御願ひ
なさるべき思召しにて、近日御出府に付、今日御殿へ御移りになり、此の事を御家中へ布令せり。

延享二乙丑年四月二日被_レ仰出。

上思召有_レ之、幸次郎様と申候御次男様被_レ成_レ御座、當御六歳に被_レ爲_レ成候段、元文五申年、其節之御用番様え
被_レ仰達置_レ候。右之通故、當年御十一に被_レ爲_レ成候積りに候。依_レ之當時假御養子に不_レ被_レ及_レ御沙汰_レ候。御
弘め無_レ之事故、何れも存申間敷候。各此段承知罷在、若他方之者杯尋申儀も有_レ之候は、右之心得にて御次
男様被_レ成_レ御座候旨斗之儀、相答可_レ申旨被_レ仰出候。但増五郎様御逝去有_レ之、御嫡子無_レ之に付、右之被_レ
仰出有_レ之候。

○同年七月四日、幸治郎様今日御殿御部屋御入御座候節、

御書付之寫

幸次郎様御事、上御落胤之御子様之處、思召有_レ之、左之助え御預け、左之助同様之趣にて被_レ差置_レ候。然共其
節公儀えも御届被_レ仰達、此度御嫡子様に御願被_レ成候に付て、御出府被_レ成候様に被_レ仰出候。近々御發駕之
御事、江戸御着座以後、御願之通被_レ蒙_レ仰候て可_レ有_レ御座と御満悦被_レ遊候。何れも爲_レ安堵_レ此段申渡候様に
被_レ仰出。乍去最初御弘めも無_レ之義に候間、右委細の譯は御家中の面々存候迄にて、外へは明細之沙汰に不
及。萬一他より尋候者も有_レ之節は、是迄左之助方へ御預け置候斗及_レ挨拶_レ候様にと被_レ思召_レ候。以上。

尤幸次郎様御出生之節、早速李之助方に御預け被遊候處、其御李之助弟も出生に候得共、殊之外難産にて産子は死去に付、乍然存違候者も有之、李之助方へ此度悦にても不斗申述候族も有之候へば間違に候間、決して左様成弟無之様に相心得可申旨、是又申送有之候。

其の御御内證。

於茂瀬若子様御誕生。御産母不幸に付、幸之義に付密々李之助宅え可奉移旨、極内に御沙汰有之、鍋之丞と名付、右出生遺腹之悴と弘め差置候處、延享二乙丑年七月二日此度御嫡子様に御願、御出府之儀被蒙仰候に付、早々御部屋に御引移、無程御發駕被成候間、左様可相心得旨、池浦甚五左衛門・熊谷三太夫・春日井庄兵衛、李之助宅え來申達、同四日御部屋に御徒移。

實曆三癸酉十月十六日、幸次郎様御事、御疝積故、御年齢より御虛弱被成御座候に付、御目見え御願も段々被差延候。然る處、今以て御持病之御疝積不時にも御差起被成。右之御様子に付、無是非御嫡子御退身御願此度被仰上候。同十一年五月御死去。

幸次郎様の事此の如く丁寧に御布令有り。御出府成され、御嫡子御願も濟みたれども、誰云ふとなく、「幸次郎様は實は公の御子様には非ず。若林虎高遺腹の子なるを、公の思召しにて御脇腹の若子様となし、御嫡子と御願ひになりたり」と、御情實少しく露はれたれども、幸なるかな、寛延二年鐵藏様目出度御誕生しましたり。因て幸次郎様には御病身なるを以て、實曆三年癸酉十月、御願ひの上御嫡子御退身になり、佐倉三の丸内の御住居になる。同十一年三月御卒去。御法號は遼天院殿と申上げ、御墓は嶺南寺。城外石川村にて二十石の田を御寄附有り。○遼天君御卒去は御自盡なりと申傳ふ。

○延享三年丙寅封を佐倉に移さる。池浦甚五左衛門をして山形城を引渡し、佐倉城を受取らしむ。明年公甚五左衛門を江戸に召し、衣物を賜うて其の功を賞す。八月公封地佐倉城を御巡見有り。御滞留六日にして江戸に還り給ふ。相傳ふ、公御城に御著の夜、左右の侍臣に問ひ給ふは、「先刻角來村とか云へる坂路にて、五十許りの老人出で拜し、吾が先きに立ち來りしが、彼は何者なるや」と。左右皆「心付き申さず」と御答へ申上ぐ。公には怪しみ給ひ、「吾正しく吾が前に出で拜したるを見たるに、よも知らざる事やある」と宣ふ。左右怪しみて、皆「左様の老人など御目通りへ出でしもの萬々これ無し」と御答へ申上ぐ。時に一の老人進み出で、「さてく不思議なる事を承り候もの哉。それは正しく公津惣五郎の靈顯れて、公の御先立ちを爲せしならん。其の故は、昔年上野介様江戸より佐倉へ御立退きの刻、御一騎にて御出でになり、角來の坂にて召したる連錢芦毛の御馬疲れて進まず。時に一老人出で、御馬の口を取りて坂を二三足下りたるに、御馬斃れたり。老人それより御先立仕り、上野介様には御徒行にて田町御門といふ御門に御着なると、忽ち老人を見失ひ給ひしと云ふ」と、まじめに聞き直りて申上ぐ。公には微笑し給ひ、「萬々此の理無き事なり」と宣ひしとかや。然るに此の事少しく御心に掛け給ひしにや、其の明年丁卯、將門山に惣五郎の宮を御再建し給ひ、將門の古祠と妙見社とを修復せられ、其の後漸く御崇敬有りしは御系譜にも少々出でたる由、又由比如水が文明公の御内命を受けて取調べたるもの有り。又知秋が舊官川侯の御家記、國史、由比の調べたる書類、佐治自謙に撮抄して貰ひし御譜の文、佐倉風土記等に據りて考へたるもの有れども、要するに口の明神は青雲公の御建立は疑ひを容れず。口の明神神體は意成院僧正御封と有り。神體包みに宗五道閑宮と有り。奉納物は青雲公の御書の般若心經一卷と、權僧正玄照の歌二首、